

# スタンダード科目解説

第1回／全8回



一般的な基本書を通読しただけでは理解しにくいテーマや頻出テーマについて、重要なポイントをわかりやすく動画で解説します。

## 労働基準法

社会保険労務士  
山川 靖樹  
(山川社労士予備校)



### ●労働者・使用者

学習の  
ポイント

労働基準法は、「労働者」が人たるに値する生活を営めることを目的として必要な労働条件の最低基準を定めた基本法であり、「使用者」が具体的に定める賃金の支払や労働時間など種々の労働条件は、労働基準法に定める基準を満たすものでなければなりません。

#### (1) 労働者（法9条）

##### 条文

この法律で「労働者」とは、**職業の種類**を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という）に使用される者で、**賃金を支払われる者**をいう。

##### 👉ここをチェック!

- 「労働者」に該当するか否かは、雇用、請負、委任等の契約の形式にかかわらず、実体として、使用従属関係（事業に使用され、労働の対償として賃金が支払われる）が認められるか否かにより判断されます。
- 法人の重役等で業務執行権又は代表権を持たない者が、工場長、部長の職にあって賃金を受ける場合は、その限りにおいて労働者に該当します。

##### 👉ちょっとアドバイス!

#### ①適用除外（法116条）

- 適用除外者とは、「働く者」として賃金を得ていても、労働基準法上の「労働者」として保護の対象とならない者をいい、具体的には、次のとおりです。

船員

労働憲章、用語の定義、罰則規定を除き、労働基準法は適用されず、船員法が適用される。

同居の親族のみを使用する事業	世帯を同じくして常時生活を共にしている6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族のみが働く事業。
家事使用人	家庭において家事一般に従事するために使用される者。

## ②特別法による適用除外

### イ) 国家公務員の場合 (国家公務員法附則16条)

労働基準法の適用を受ける	労働基準法の適用を受けない
a) 特別職 (裁判官等) の職員 b) 国営事業及び行政執行法人の職員	一般職 (事務職) の職員 * 人事院規則の適用を受ける。

### ロ) 地方公務員の場合 (地方公務員法58条3項～5項)

労働基準法の適用を受ける	労働基準法の一部につき適用を受けない
現業職 (交通局・環境局・水道局等) の職員	一般職 (事務職) の職員

## (2) 使用者 (法10条)

### 条文

この法律で**使用者**とは、**事業主**又は**事業の経営担当者**その他その事業の労働者に関する事項について、**事業主のために行為をするすべての者**をいう。

### 👉ここをチェック!

- 「**事業主**」とは、事業の経営の主体をいい、会社その他の法人の場合はその法人、個人事業の場合には事業主個人をいいます。
- 「**事業の経営担当者**」とは、事業経営全般について権限と責任を負う者で、法人の代表者、取締役、理事などをいいます。
- 「**事業主のために行為をするすべての者**」とは、人事、給与などの労働条件の決定や労務管理の実施等について、一定の権限を有し責任を負う者で、部長職・課長職などにある者などをいいます。なお、法9条にいう「労働者」でありながら、その者が同時にある一定の事項に係る権限と責任においては「使用者」と判断されることがあります。

### 🗨️ちょっとアドバイス!

#### ①出向労働者に係る使用者の概念

- 在籍型の出向労働者**については、出向元及び出向先の双方との間に労働契約関係が存在するため、出向元及び出向先に対して、それぞれ労働契約関係が存する限度で労働基準法の適用があります。在籍出向に当たっては、出向先での労働条件や出向元における身分の取扱い等は、出向元、出向先及び出向労働者三者間の取り決めによって定められますが、それによって定められた権限と責任に応じて出向元の使用者又は出向先の使用者が労働基準法における使用者としての責任を負います。
- 移籍型の出向労働者**については、出向元との労働契約関係は消滅し、出向先との間にのみ労働契約関係が存在するため、使用者としての責任はすべて出向先の使用者が負います。